

Peer-trust 利用規約

第 1 条 (適用の範囲)

1. 本規約は、一般社団法人ピアトラスト（以下「当社団」という）が管理運営する相互称賛アプリケーションである「Peer-Trust」（以下「本アプリケーション」という）の利用及びそれらに付随する統計データの利用、コンサルティングサービス等の各種サービス（以下、総称して「本サービス」という）に関して定めたものであり、本サービスへの利用申込者（以下「申込者」という）と当社団との一切の關係に適用します。

第 2 条 (本サービス内容及び料金)

1. 本サービスは、本アプリケーションを用いて、申込者の指定した雇用者同士が互いに称賛コメントを送り合い、そのコメントを、人事・組織運営に活用することを目的としたサービスです。
2. 本サービスの対価として申込者は、企画書もしくはパンフレットまたは別途締結する契約等に基づき、当社団所定の申込書（以下「本申込書」という）上に記載された金額を当社団に支払うものとします。
3. 本サービスにより発生する対価の支払義務は、申込者が負うものとします。但し、申込者が本申込書において、当社団からの対価請求先として申込者と異なる法人・個人等を指定した場合（以下、当該法人・個人等を「対価支払者」という）、申込者及び当社団は、対価支払者による弁済を認めるものとします。但し、対価支払者が支払を行わなかった場合は、申込者が支払を行うものとします。
4. 前項の定めにより対価支払者が弁済を行った場合といえども、それにより申込者の当社団に対する権利義務が対価支払者に移転するものではありません。
5. 申込者は、本サービスにより発生する対価について支払を遅延したときは、当社団に対して、支払期日の翌日から完済に至るまでの期間について、年 14.6%の割合（年 365 日日割計算）による遅延損害金を支払うものとします。

第 3 条 (契約成立)

1. 申込者は、本規約に同意したうえで本申込書に必要な事項を記入し、本サービスの契約（以下「本契約」という）を申し込むものとします。なお、申込者と当社団の間で書面により、本規約と異なる事項を定めた個別契約を締結した場合は、当該個別契約の定めが優先されるものとします。
2. 本契約は、前項の申込に対し、当社団が必要な審査を行ったうえで、または受理の告知をもって成立するものとします。また、審査の結果不適当と判断した場合には、当社団の 10 営業日以内にその旨を告げ、受理しないものとします。当社団が、期限内に不受理の通知を行わない場合は、申込みを受理したものとみなします。

第 4 条 (ID・パスワードの付与及び管理)

1. 申込者は、当社団より付与される ID・パスワードの使用、変更及び管理について一切の責任を負うものとし、申込者と当社団間での個別の定めがある場合を除き、当該 ID・パスワードを申込者の従業員を除く第三者に使用させ、もしくは貸与、譲渡、または担保に供することはできないものとします。
2. 申込者に付与された ID・パスワードにより本サービスが利用された場合は、それが第三者の利用であっても、申込者または申込者が利用を許諾した従業員自身の利用とみなされるものとし、申込者は、いかなる事由によっても、その利用に係る一切の責任を負うものとします。但し、当社団の責に起因する場合はこの限りではありません。

第 5 条 (データ等のバックアップ)

1. 当社団は、別に定める場合を除き、本サイトのサーバーに保存されたデータ等の滅失または損傷に備えてあらかじめ複製を行うサービスを提供しないものとします。
2. 当社団は、本サービスを提供するサーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により滅失または損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しないものとします。
3. 利用者は、別に定める場合を除き、データの滅失または損傷に備えて、定期的にそのデータをバックアップしておくものとします。

第 6 条 (権利義務の移転)

申込者は、当社団の同意を得たうえで、関係会社等第三者に本サービスの利用権を譲渡または利用する従業員の範囲を拡大することができるものとします。但しこの場合申込者は、当該第三者または従業員に本規約を遵守させ、当該第三者が本規約に違反した際にはその責任を負うものとします。

第7条（秘密保持義務）

1. 申込者及び当社団は、本サービスに関連して知り得た相互称賛の内容、相手方の営業上、技術上の秘密（本契約の内容を含む）に属する情報（以下、総称して「秘密情報」という）及び個人情報等を、書面による事前の承諾なくして、人事・組織運営等本来の目的以外で使用してはならず、また第三者（本規約に基づき許容される委託先は除きます）に開示・漏洩等しないものとします。なお、申込者及び当社団は、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示をするものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとします。
 - ・開示の時点で既に保有、または公知されたもの、及び開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
 - ・受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
2. 本条の規定は、本契約期間終了後も存続するものとします。

第8条（著作権等の知的財産権及びその他の財産権）

1. 申込者と当社団との間で別途締結する契約または本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社団が提供する情報（その集合体を含む）に関する著作権等の知的財産権及びその他の財産権は、当社団または当社団に知的財産権の利用許諾をした者に帰属するものとします。
2. 申込者が使用する写真、ロゴマーク、文書等の情報を当社団または委託先に提供する場合、当該情報の使用に関して必要な著作物、肖像、映像、音声等に関する権利、その他一切の知的財産権もしくは権利を保有しまたは許諾されていることを保証します。
3. 申込者が当社団または委託先に提供する写真・ロゴマーク・文書等の利用に関して実施許諾している場合においても、申込者が従前から知的財産権を有するもの（以下「申込者財産権」という）の知的財産権は、申込者に帰属します。但し、求人広告及び求人広告に含まれる各コンテンツ（情報、文書、写真、画像、映像、ソフトウェア等を含む）に関する知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、申込者財産権を除いて当社団または当社団に知的財産権の利用許諾をした者に帰属し、申込者はこれに関して申込者財産権及び著作者人格権を行使しないものとします。
4. 申込者は、事前に当社団の書面による承諾を得た場合を除き、当社団または当社団に知的財産権の利用許諾をした者が知的財産権を有するコンテンツを複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、使用許諾、転載、再利用等しないものとします。
5. 申込者が前項に違反した場合には、当社団は、当該コンテンツの複製、転載等の使用を当社団が差止めする権利を有するとともに、当該行為によって申込者が得た利益相当額及び違反により発生した当社団の損害額の賠償を請求できるものとします。

第9条（申込者の義務）

1. 申込者は、本サービスの利用において個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守するものとします。
2. 申込者は、その名称、住所もしくは請求書の送付先等に変更があったときは、速やかに当社団または委託先に届け出るものとします。届出の変更を懈怠したことにより生じる不利益は、申込者が全て負担するものとします。
3. 申込者は、本サービスを利用するために必要なコンピュータ端末、通信機器その他の機器の調達、セットアップ及び接続等を自らの費用と責任において行い、技術水準等に適合するよう維持するものとします。また、電気通信設備に関する通信費、保守費等は、申込者が負担するものとします。

第10条（情報の利用）

1. 当社団は、本システムの利用によって取得する個人情報については、本規約に定めるほか、当社団のプライバシーポリシーに従い適切に取り扱うものとします。
2. 当社団は、本サービスにおいて利用者から提供された企業情報及び個人情報並びに、ページビュー、その他利用記録等を集計・分析し、個人を識別・特定できないように加工したうえで統計データ等を作成し、これらを何らの制限なく利用できるものとします。

第11条（本サービス内容の非保証等）

1. 当社団は、本サービスにおける品質、機能及び本サービスを通じて取得するその他の情報等に関して、その完全性、正確性及び有用性等につき、明示的であれ黙示的であれ、一切の保証を行わない

ものとし、また、本サービスにおいて申込者の利用に供されるデータベースその他一切の情報についても同様であり、申込者が本サービスを利用して行った人事・組織運営その他の活動の結果につき、一切の責任を負わないものとし、

2. 本サービスの提供または利用に関連して、第三者との間にトラブルが発生した場合は、当社は、当社の故意または重過失がある場合を除き、かかるトラブルにつき何ら関与せず、責任を負わないものとし、申込者が自己の責任と費用をもって解決するものとし、

第 12 条（本サービスの変更、廃止、中断等）

1. 当社は、営業上その他の理由により、原則として事前に申込者に対する通知または公表を行ったうえで、本サービスの全部もしくは一部をいつでも変更、追加または廃止することができるものとします。但し、緊急やむを得ない理由がある場合、事前の通知または公表を行わないことがあります。
2. 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、申込者に対して何ら責任を負うものではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事象が終了し、本サービス提供が可能になるまでの間、事前の通知なく一時的に本サービスの提供の一部または全部を中断する場合があります。
 - (1) 本サービスのシステムの保守点検を緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、感染症の蔓延、天災地変、通信事業者のサービスの停止、通信回線の障害その他当社の責めによらない事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) その他、本サービスの運用上当社が一時的な中断を必要と判断した場合

第 13 条（中途解約）

1. 申込者は、当社の同意を得ることにより、本契約の一部または全部を中途解約することができるものとし、
2. 前項による本契約終了の場合、当社は、申込者より受領済みの料金については一切返還しないものとし、また申込者は当社に対し、別段の定めがある場合を除き、本契約で取り決めた料金の未了・未払分についての支払義務を負うものとし、

第 14 条（紛争処理及び損害賠償）

1. 申込者は、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとし、
2. 申込者が、本サービスに関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、申込者は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、申込者の費用と責任において、当該クレームまたは紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告するものとし、
3. 当社が、申込者による本サービスの利用に関連して第三者からクレームを受けまたは第三者との間で紛争が生じた場合、申込者は、申込者の費用と責任において、当該クレームまたは紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告すると共に、当社が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償するものとし、
4. 当社は、本サービスの提供に際して、自己の故意または重過失により申込者に損害を与えた場合について、これを賠償するものとし、本規約における当社の各免責規定は、当社に故意または重過失が存する場合には適用しません。
5. 前項または法律の適用により当社が損害賠償義務を負う場合に、賠償すべき損害の範囲は、申込者に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない）ものとし、賠償すべき損害の額は、当該損害発生時までに申込者が当社に現実に支払った料金の直近 1 年間（契約期間が 1 年間に満たない場合は、当該契約期間）の総額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、契約不適合責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとし、
6. 前項に拘らず、当社の故意または重過失による本サービスの利用不能が生じた場合は、当社が利用不能を把握した日時から起算して連続して 24 時間を超える利用不能に基づき、当社は、以下で算定する金額を損害賠償として申込者に支払うものとし、
【中断が生じた月における利用料金 × { (当月における中断時間 (※) - 24 時間) ÷ (24 時間 × 当月の日数) } 】
(※) 中断時間は、分単位は全て足切りして 1 時間単位で算定します。
7. 感染症の蔓延、天災地変やネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスの全部又は一部を提供できなかったとしても、当社は申込者に対して一切その責を負わないものとし、

8. 当社団は、本サービスの適正な運営及び管理を行うため、必要に応じ本サービスの全部または一部の業務を当社団の責任において第三者に委託できるものとします。その際は、本規約上で当社団が負う義務と同等の義務を委託先にも負わせるものとします。
9. 当社団は、本サービスの適正な運営及び管理のために必要な全ての権限を有するものとします。

第 15 条（当社団からの利用の停止、契約の解除）

1. 当社団は、申込者又は対価支払者が次のいずれかに該当する場合には、事前の催告を要することなく即時に本サービスの利用の停止または本契約を解除することができるものとし、本サービスにより生じる料金等について、申込者及び対価支払者は当然に期限の利益を喪失するものとします。
 - (1) 本契約や掲載内容において、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 支払期日を経過し、当社団の同意を得ずして料金等を支払わない場合
 - (3) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または支払停止状態に至った場合
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったとき、または租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立等があった場合
 - (6) 経営主体もしくは資本構成に大幅な変更を生じたことにより当社団の円滑な業務運営に支障をきたし、またはそのおそれのある場合
 - (7) 本規約、または別途に定める契約等における義務に違反した場合
 - (8) 本契約を継続しがたい法令違反ならびに公序良俗違反があった場合
 - (9) 申込者の本サービスの利用に関連して当社団の信用もしくは名誉を毀損し、またはそのおそれのある場合
 - (10) 申込者の本サービスの利用方法が本サービスの趣旨から外れていると当社団が判断する事由があり、かつ申込者が相当期間を定めたうえで是正催告に応じない場合
 - (11) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為
 - (12) 本サービスのネットワークに不正にアクセスする行為
 - (13) 本サービスに対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブラ等、本システムを解析しようとする行為
 - (14) 第三者になりすます行為
 - (15) 前各号に準ずる行為
 - (16) その他、本契約が継続しがたいと認められる場合、またはそのおそれがあると当社団が判断した場合
2. 当社団は、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合は、あらかじめその理由、利用の停止日及び期間または利用の停止の解除条件を申込者に通知します。但し、緊急時等のやむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 本条の規定は、本サービスに基づく全ての契約に効力を有するものとします。

第 16 条（申込者の責任）

申込者は、本規約違反または第 15 条（当社団からの利用の停止、契約の解除）1 項各号の事由に該当することにより当社団に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。また、これらの事由により第三者との間でトラブルが発生した場合には、申込者の費用と責任で解決するものとし、当社団は一切、損害賠償責任を負わないものとします。

第 17 条（本規約の変更）

1. 当社団は、以下の場合に、当社団の裁量により本規約を変更することができるものとします。ただし、個別に変更後の規約の適用を除外する旨の合意が成立している場合はこの限りではありません。
 - (1) 本規約の変更が、申込者の一般の利益に適合すること。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社団は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の 1 ヶ月前までに本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社団ウェブサイト（<https://www.peer-trust.com/>）に掲示し、または申込者に電子メールで通知します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に申込者が本サービスを利用した時は、利用者は利用規約の変更に同意したものとみなします。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、申込者及び対価支払者が次に定める事項を表明し、保証するものとします。

- (1) 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体、その他の反社会的団体または勢力）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力を利用しないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
 - (3) 反社会的勢力に資金提供を行わないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
 - (4) 反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉等の毀損、業務妨害、不当要求行為、またはこれに準ずる行為をしないこと
 - (5) 役職員が反社会的勢力の構成員ではないこと
2. 申込者及び当社は、前項各号の定めに対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならないものとします。
 3. 相手方又は対価支払者が本条第1項各号に違反した場合または違反していると合理的に判断できる場合、申込者及び当社は催告を要することなく、直ちに本サービス及び別途相手方と締結している契約の全部または一部を解約できるものとします。
 4. 前項で定める解約に伴い損害が発生した場合は、相手方に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。
 5. 本条に定める契約解除に伴い申込者等に損害が生じた場合においても当社は一切の責任を負わないものとします。

第19条（有効期間）

本規約の有効期間は、本申込書記載の申込日付から1年間とします。但し、期間満了1ヶ月前までにいずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同期間自動更新するものとし、以後も同様とします。

第20条（契約上の地位の譲渡等）

1. 申込者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位または本サービスに基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないこととします。
2. 当社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします）した場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位または本サービスに基づく権利義務並びに登録事項、送信情報、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、申込者は、かかる譲渡に予め同意します。

第21条（分離可能性）

本規約の規定の一部が、法令または裁判所により違法、無効または不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定は有効に存続し、また、違法、無効または不能であるとされた部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えて適用し、もしくは当該部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用します。

第22条（通知等）

1. 当社から申込者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、または本サービス上での掲載等、当社が適当と判断する手段によって行います。当該通知が、電子メールの送信または本サービス上での掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で申込者に到達したものとみなします。
2. 申込者から当社への連絡等は、当社所定の問合せフォームまたは当社が指定する方法で行うものとします。当社が指定する方法以外からの問い合わせについては、当社是对応する義務は負いません。

第23条（協議事項）

申込者及び当社は、本規約に定めのない事項及び本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、互いに誠意をもって協議し解決するものとします。

第24条（合意管轄）

本規約及び本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第25条（準拠法）

本規約及び本契約の成立、解釈及び適用については、日本法を準拠法とします。

付則

本規約は、2020年6月1日から有効となります。